

県立柏崎工業高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯学習の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

※ 下記は平常時とし、感染症の感染拡大防止対策等が必要なときは県の通知等に従い活動すること

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技・ハンドボール・テニス・バドミントン・卓球・山岳・バスケットボール・
野球・サッカー
機械・写真・電気・化学・美術・ものづくり・音楽同好会

(2) 活動時間及び日数について

ア 活動時間 学期中 平日2時間 週休日等 3時間程度
(練習試合や大会等を除く)

長期休業中 平日・週休日等 3時間程度
(練習試合や大会等を除く)

イ 休養日 週当たり2日以上(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とするが、目標の大会に向けて活動量を増やす時期が必要になること及び活動期間が季節によって限定されること並びに「ものづくり」の活動の特質を考慮し、年間100日以上(週休日等)の休養日とする。また、少なくとも週休日等は50日以上を充てることにする。

ウ その他

- ・ 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 大会前などで例外的に連続して活動をする場合は、休養日を3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ア 高体連、高野連及び高文連が主催、共催、後援の大会とする。
- イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、体罰が決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。